

第1回門真市ひとり親家庭等応援 KadoEats 事業委託事業者選定委員会 議事録

1. 日 時 令和6年5月24日（金）午前10時～午前11時
2. 場 所 門真市役所 本館2階 第8会議室
3. 出席者 寺西委員長、中野副委員長、美馬委員、漕江委員、永原委員、竹田委員、
笹井委員、高山委員
4. 事務局 こども政策課 藤井課長補佐、浅尾主任、松谷主査
5. 傍聴者 ー（非公開のため）
6. 議 題 会議の公開・非公開等について
門真市ひとり親家庭等応援 KadoEats 事業業務委託募集について
今後のスケジュールについて

7. 議事録

【事務局】

定刻となりましたので、門真市ひとり親家庭等応援 KadoEats 事業委託事業者選定委員会を始めさせていただきます。

まず始めに、本日は委員8名中、8名が出席しておりますので、門真市ひとり親家庭等応援 KadoEats 事業委託事業者選定委員会設置要領第5条第2項の規定により本委員会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料1 門真市ひとり親家庭等応援 KadoEats 事業委託事業者選定委員会 委員一覧

資料2 審議会等の会議の公開に関する指針

資料3 門真市情報公開条例（抜粋）

資料4 門真市プロポーザル方式実施要領

資料5 門真市ひとり親家庭等応援 KadoEats 事業業務委託募集要領（案）

資料6 門真市ひとり親家庭等応援 KadoEats 事業業務委託仕様書（案）

資料7 企画提案書作成要領（案）

資料8 門真市ひとり親家庭等応援 KadoEats 事業業務委託事業者選定に係る評価基準

不足はございませんでしょうか。

次に、委員の紹介ですが、本委員会は市職員のみで構成されているため、資料1の委員名簿の配付をもって代えさせていただきます。

それでは、ここからの議事進行は委員長をお願いいたします。

【委員長】

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第の１、「会議の公開・非公開等について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、ご説明いたします。

資料２、資料３をご準備ください。本市では、資料２の「審議会等の会議の公開に関する指針」第３条において、審議会等の会議は原則として公開するものとしておりますが、資料３の「門真市情報公開条例」第６条の各号に該当する場合などは、開示しないことができるとなっております。

本委員会では、会議を２回開催する予定していますが、まず、第１回の本日は、委託事業者を選定するための仕様や要領について審議いただくこととしており、「門真市情報公開条例」第６条第５号に定める、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報」が含まれます。

また、第２回は、プレゼンテーション審査を行う予定であり、プロポーザル参加事業者がそれぞれの提案を発表するため、「門真市情報公開条例」第６条第２号に定める、「開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他相当な利益を害するおそれのある情報」が含まれる可能性がございますので、事務局としましては、会議は非公開とすることが適切ではないかと考えております。

次に、本日の会議録につきましては、募集内容に関わる内容が含まれるため、公募の開始後に市ホームページで公開する予定でございます。

また、第２回の会議録は、会議の非公開と同様の理由により、プレゼンテーション審査の部分を記載せずに公開することを考えております。

これらの対応でよろしいか、ご審議いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま、事務局より本委員会を公開・非公開のいずれとするのか、又、会議録についてどのように取り扱うのかについて審議を求められました。

事務局からは、会議は非公開とし、会議録は参加者のプレゼンテーション審査の部分を記載せずに公開する提案がされましたが、皆様、ご意見、ご質問等はございますか。

(意見、質問等なし)

【委員長】

無いですか。それでは無いようですので、会議の公開・非公開及び会議録の取扱いについては、事務局の提案どおりとしてよろしいでしょうか。

【委員全員】

(異議なし)

【委員長】

それでは、会議は非公開とし、会議録についてはプレゼンテーション審査の内容を記載せずに公開することといたします。

続いて、次第の2「門真市ひとり親家庭等応援 KadoEats 事業業務委託募集について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、ご説明いたします。

まず、資料4の門真市プロポーザル方式実施要領をご覧ください。この実施要領は本市でプロポーザルを実施する際に必要な事項を定めたもので、第5条と第6条において、この選定委員会で審議し、決定する事項が挙げられています。詳細については資料5～資料8により説明いたします。記載箇所は随時お伝えしますので、各自ご確認をお願いいたします。

それでは、まず、第5条第1号の公募型又は指名型の採用に関することです。資料5の募集要領の始めの文章をご覧ください。本件は多くの事業者からの提案を受けるため、公募型プロポーザル方式により募集するとしています。

次に、第5条第2号の業務名、業務内容、履行期限及び履行場所に関することです。募集要領の「2 業務概要」をご覧ください。委託名は門真市ひとり親家庭等応援 KadoEats 事業業務委託、委託期間は契約締結日から令和6年12月27日まで、実施場所は門真市内全域としています。

委託内容については、資料6の仕様書をご覧ください。「6 主な業務内容」として発注者が指定するひとり親家庭等を訪問し、子どもや家庭の状況確認を行う。また、訪問の際には保護者や子どもからの相談に応じるほか、ひとり親家庭等の支援のために食料品を配付するとしています。具体的には、訪問世帯との連絡・調整、配付する食料品の調達、世帯への訪問、訪問時に聞き取った内容や相談内容の発注者への報告、訪問世帯を必要な支援へつなげるための補助としています。

2ページの「7 訪問業務」をご覧ください。訪問する世帯は、門真市に在住している生活保護受給世帯を除くひとり親家庭等のうち、本事業による支援を希望する最大100世帯としています。訪問期間は令和6年8月1日から令和6年11月30日までを目途として、各世帯をおおむね1カ月に1回、合計4回訪問するとしています。訪問日時は訪問世帯と

調整のうえ午前9時から午後8時までの間で決定することとしており、原則、子どもが在宅している日時とすることとしています。訪問世帯への連絡は主に電話やメールによるものとしませんが、必要に応じてSNSなどを活用することができるとしています。

次に、3ページの「8. 報告」をご覧ください。受注者は、各世帯への訪問1回ごとに、報告書を提出することとしています。また、訪問がすべて完了した後は、令和6年12月27日までに完了報告書を提出いただきます。なお、その他として早期に支援へつなげる必要があるなど、緊急性が高い場合は随時報告することとしています。

以上が、第5条第2号の内容となります。

次に、第5条第3号の提案限度価格及びその価格公表の有無その他金額に係る条件に関することです。募集要領の「2 業務概要」の(5)をご覧ください。提案限度価格は税抜きで5,185,454円としており、6年度の予算額に基づき算出した金額となります。また、今回の募集では限られた価格の中で、提供可能な独自の提案をいただきたいと考えているため、提案限度価格は公表することとしております。

次に、第5条第4号の参加資格及び指名要件に関することです。募集要領の「3 参加資格」をご覧ください。内容は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者など定型的なものとしております。なお、今回は、広く提案を求めるため、本市の入札参加資格者名簿への登録や過去の実績は要件としていません。

次に第5条第5号の提案者を評価するための評価基準及び評価方法に関すること、第5条第11号の評価が同点となった場合の措置に関すること、第6条の評価基準を合わせてご説明します。資料8の評価基準をご準備ください。

順番が前後しますが、まず、2ページに記載している「3 評価項目」についてです。内容としましては、基本項目が「事業に対する基本的な考え方」、「事業者のこれまでの活動内容」の2項目、企画提案項目が「事業の実施内容等」として4項目、「個人情報保護」として1項目設けています。配点は基本項目は各5点、企画提案項目は各10点としております。なお、企画提案書はこれらの項目に沿い、作成することとしており、詳細は資料7の企画提案書作成要領に記載しています。

次に評価基準の1ページに記載している「2 選定方法」をご覧ください。プレゼンテーション審査を実施する際、委員の皆さまには、先ほど説明した評価項目に沿って採点をしていただき、最も高い得点となった提案者を受注候補者として選定します。ただし、選定に参加した委員全員が満点を付けた場合の6割に満たない場合は受注候補者としないとしております。委員1人あたりの最大得点は60点ですので、委員全員が出席した場合であれば8人で最大480点、その6割の288点に満たない場合は受注候補者としなくなります。

また、合計点が最も高い提案者が2人以上いる場合の取扱いですが、まず、審査項目「企画提案項目」の「事業の実施内容等」の得点が最も高い者を受注候補者とします。

その項目も同点の場合は、審査項目「基本項目」における「事業者のこれまでの活動内容」の得点が高い者とします。その項目も同点の場合は提案価格が低い者とします。

以上が、第5条第5号の内容となります。

次に、第5条第6号の価格評価を評価項目に含める妥当性に関することですが、今回は価格評価を評価項目としていません。

次に、第5条第7号の提案書の提出期限、提出場所及び提出方法に関することです。募集要領の4ページに記載している「5 企画提案書の提出」をご覧ください。提出期間は5月29日から6月24日までとしており、提出先は門真市こども部こども政策課こども政策グループ、提出方法は持参又は郵送としています。

次に、第5条第8号の参加説明会を開催するときはその内容に関することですが、今回は参加説明会は実施しません。

次に、第5条第9号のヒアリング及びプレゼンテーションの有無、ヒアリング等を行う場合の予定日その他ヒアリング等に係る事項に関することです。募集要領の5ページの「7 評価方法等」をご覧ください。プレゼンテーション及びヒアリングは実施することとしており、実施予定日は7月5日としております。審査方法はプレゼンテーション及び質疑応答、所定時間はプレゼンテーションが20分、質疑応答は10～20分程度としており、説明資料は事前に提出した企画提案書のみとしています。その他の注意事項や失格となる者についても合せて記載しています。

次に、第5条第10号の審査内容の疑義照会に関することですが、疑義照会があった場合は第15条第9項に基づき回答することとします。

次に、第5条第11号の評価が同点となった場合の措置に関することは、先ほど第5条第5号と合せて説明いたしましたので割愛します。

次に、第5条第12号の募集から提案の採否決定までのスケジュールに関することです。募集要領の9ページにスケジュールを記載していますのでご覧ください。現時点の予定ですが、5月29日に公募開始、6月13日に質問受付締切、6月17日に質問への回答を公表、6月24日に応募申込と企画提案書提出の締切、6月28日に参加資格確認結果の通知、7月5日にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する予定です。

説明は以上でございます。

【委員長】

はい、それでは事務局より、委託事業者を公募する際に選定委員会で審議すべき事項について説明がありました。何かご意見やご質問等はございますでしょうか。

【美馬委員】

「資料5 募集要領」6のところで、「結果通知書をFAX又は電子メールにて送付」とあるのですが、FAXで送るのですか。

【委員長】

では、美馬委員から質問が出たのですが。

【事務局】

FAXについては削除の上、「電子メール又は郵送」という形で訂正させていただいて実施させていただければと思います。

【委員長】

他にご質問はございませんか。

(質問なし)

【委員長】

無いですので、示された仕様や募集要領等に対し、一部修正の意見がありましたので、事務局で内容を修正したうえで、公募することとしてよろしいでしょうか。

【委員全員】

(異議なし)

【委員長】

それでは事務局はそうに進めていただきたいと思います。

続きまして、次第の3「今後のスケジュールについて」説明をお願いします。

【事務局】

それでは、ご説明いたします。

まず、募集要領についてですが、本日の審議で修正のご意見をいただきましたので、近日に修正のうえ、委員の皆様书面で確認いただきたいと思いますと考えています。

次に、今後の予定については先ほどの説明と重複しますが、5月29日に公募開始、6月24日に応募申込、企画提案書提出の締切、6月28日に参加資格確認結果通知の送付、7月5日にプレゼンテーション及びヒアリングの実施となります。

委員の皆様には随時状況の報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま、事務局よりスケジュールについて説明がありましたが、何かここでもご質問、ご意見等はございますか。

(意見、質問等なし)

特に無いようですか。スケジュール等については修正等無いのですけれども、先ほどありました要領等の修正につきましては、事務局が先ほど説明していただいたとおり、書面で確認いただいた上で、実施していくという風にさせていただいたと思います。

他に、それ以外で何か質問等はございませんでしょうか。

【美馬委員】

書面の確認は委員さんじゃなくて、委員長一任でさせていただいて良かったですね。見ておきたいなどあれば。

【委員全員】

(異議なし)

【委員長】

では、一任ということにさせていただきます。それ以外で特にございませんか。

【事務局】

その他の趣旨が変わらない程度の軽微な修正は、委員長に一任させていただければと思います。

【委員長】

それでよろしいでしょうか。

【委員全員】

(異議なし)

【委員長】

そしたらそのように進めてください。

それでは、本日の議事はすべて終了しましたので、これを持ちまして第1回の選定委員会を閉会させていただきます。